



「みなさんの意見を募集します！」
～子どもの権利に関する行動計画について～



川崎市子どもの権利条例

第8次

子どもの権利に関する行動計画 (素案)

みらいきょくせいしやうねんしえんしつ
こども未来局青少年支援室
令和7(2025)年11月





I 計画をつくるまで

1 川崎市子どもの権利に関する条例って？

子どもが一人の人間として大切にされ、自分らしく生きていくための決まりとして、川崎市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）が、2001年に全国で初めてつくられました。

条例をつくる作業は、おとなだけでなく子どもも一緒に約2年間で200回以上の会議や集会などで話し合いながらつくりました。

子どもにとって大切な権利

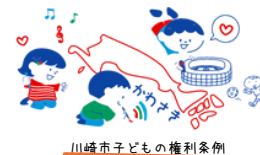
条例の第2章には、子どもにとってとりわけ大切な権利として、7つの柱を示しています。

- ① 安心して生きる権利
- ② ありのままの自分でいる権利
- ③ 自分を守り、守られる権利
- ④ 自分を豊かにし、力づけられる権利
- ⑤ 自分で決める権利
- ⑥ 参加する権利
- ⑦ 個別の必要に応じて支援を受ける権利





I けいかく 計画をつくるまで



2 どうしてけいかく 計画をつくるの？

かわさきこ けんり かん こうどうけいかく いか こうどうけいかく
川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）は、
こ けんり まも
子どもの権利がしっかりと守られるようにするためにつくります。

かわさき じょうれい もと じ
川崎市では、条例に基づいて、これまで7次にわたって、
こうどうけいかく
「行動計画」をつくって、こ けんり まも
子どもの権利がしっかりと守られるように
そうごうてき けいかくてき す
総合的・計画的に進めてきました。



だい じ こうどうけいかく だい じ こうどうけいかく きほんてき かん かた たいせつ
第8次の「行動計画」づくりは、第7次までの行動計画の基本的な考え方を大切にしながら、
かわさきこ けんりいんかい いか けんりいんかい いけん
川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）からの意見や、
こ けんり しゅたい こ いけん き
子どもの権利の主体である子どもにも意見を聞きながら、
けいかく たいけいとう みなお こ ふく しみん わ けいかく
計画の体系等についても見直しをして、子どもも含めた市民に分かりやすい計画になるようにしました。



じょうれい もと ひと けんり たいせつ
条例に基づいて、子ども一人ひとりの権利を大切にしながら、
こ しゃやく しゃかい さんか
すべての子どもが主役になって社会に参加し、
しあわ い ちいき めざ だい じこうどうけいかく
幸せに生きる地域づくりを目指して第8次行動計画をつくります。





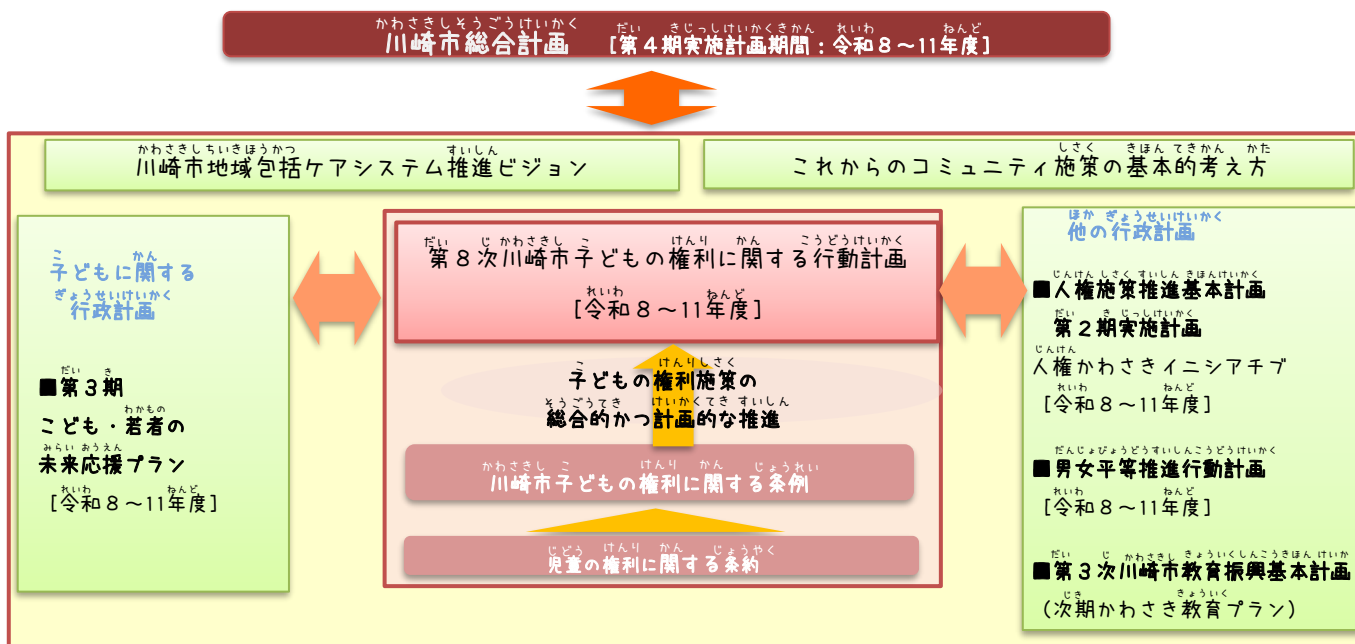
I 計画をつくるまで

3 川崎市総合計画や他の計画との関係

川崎市の全体の計画である「川崎市総合計画」や、子どもや若者に関する計画の「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」などと考え方を合わせながら、各分野で子どもの権利施策を推進していきます。

より実効性のある行動計画とするために、川崎市子ども・若者の未来応援プランなどと合わせて令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間を計画期間とします。

【関連する計画の計画期間】





Ⅱ これまでの取組の成果と課題

1 子どもの権利をめぐる現状と課題

(1) 条例と子どもの権利に関する意識はどのくらい？

☆条例を「名前も内容も知っている」「名前だけ知っている」と回答する市民がどのくらい？
令和6年度の調査で、子ども49.0% 大人33.1% でした。

条例を知っている市民は、令和4年度の調査と比べると減ってしまっています。
条例や子どもの権利を知ってもらうために、さらなる取組が必要があります。

(2) 子育てしている人への支援について

☆あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人がいますか？
令和6年度の調査で「いる」と答えた大人が78.8% 「いない」と答えた大人が17.2% でした。

子育てしている人が、困ったり悩んだりしたときに相談できたり、市などが支援できる体制づくりが必要があります。





Ⅱ これまでの取組の成果と課題

1 子どもの権利をめぐり現状と課題

(3) 子どもの虐待について

☆川崎市の児童相談所等で受けた、虐待の相談・通告件数は
令和6年度 5,601件でした。



虐待がおきないようにしたり、早く虐待を見つけて対応するための取組や、
子育てしている親等の支援をする必要があります。

(4) いじめについて

☆川崎市のいじめの認知件数（市立小・中学校）は
令和6年度 6,656件でした。

いじめがおきないようにしたり、早く見つけて対応するために、
関係する機関と連携するなどの取組を進める必要があります。





Ⅱ これまでの^{とりくみ}取組の^{せいか}成果と^{かだい}課題

1 ^こ子どもの^{けんり}権利を^{げんじょう}めぐる^{かだい}現状と課題

(5) ^こ子どもの^{いばしょ}居場所について

☆^{ちいき}地域に^{あそ}遊んだり^{あんしん}スポーツをしたり^{じぶん}安心して^す自分が好きなことをする^{ばしょ}場所はある？
令和6年度の^{れいわ}調査で「^{ねんど}ない」と^{ちようさ}答えた^{こた}子どもが 19.3% でした。



すべての^こ子どもが、^あありのままの^{じぶん}自分で^{あんしん}いられ、^{いばしょ}安心できる^{ちいき}居場所が^{ぜんたい}できるように、^{きようりよく}地域全体で^{いばしょ}協力しながら、^{すす}さまざまな^{すす}居場所づくりを進めていきます。



(6) ^こ子どもの^{いけんひようめい}意見表明や^{さんか}参加について

☆^{ちいき}地域の^{はな}話し合いで^あ話し合ったり^{いけん}意見を^い言ったことある？
令和6年度の^{れいわ}調査で「^{ねんど}したことがない」と^{ちようさ}答えた^{こた}子どもが 70.6% でした。

^こ子どもに^{かか}関わることを^き決めるときに、^{いけん}子どもの^{じゅうぶん}意見が^{はんえい}十分に^{とりくみ}反映されることや、^{すす}いろいろな^{さんか}ことに^{いけん}参加したり、^い意見を^{とりくみ}言いやすくするための^{すす}取組を進めていきます。





Ⅱ これまでの取組の成果と課題

1 子どもの権利をめぐる現状と課題

(7) 相談機関や救済機関の利用について

☆困ったり悩んだりしたときに相談・救済機関に相談したい？

令和6年度の調査で「したいけどできない」と答えた子どもが 10.1%

「したいと思わない」と答えた子どもが 49.9% でした。



困ったり悩んだりしたときに、相談しやすい環境づくりをさらに進めていきます。

2 子どもからの意見

第8次行動計画づくりに向けて、対面で意見を聞いたり、アンケートで意見を聞きました。

多かった意見を紹介します。

- ・多くのひとに子どもの権利を知ってもらうことで、子どもの人権がより尊重されると思う。
- ・外国につながりがある子どもが安心して過ごせるようにいろいろなサポートをしてほしい。
- ・虐待など体罰はデメリットしかないので取組をしてほしい。
- ・（子どもの参加について）子どもの意見に寄り添っていてとてもありがたい。
- ・（相談及び救済について）気軽に言える環境が増えてくれるといい。





III けいかく きほんてき かんが かと たいけい 計画の基本的な考え方と体系

1 けいかく きほん たいせつ かん かと 計画をつくるために、基本になる大切な考え方

- (1) 子どもはかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間です
- (2) 子どもは権利の全面的な主体（主役）であり、権利は自分らしく生きるために必要なものです
- (3) 子どもは、その権利が保障されることで、豊かな子ども時代を過ごすことができます
- (4) 子どもは、大人とともに社会をつくるパートナーです
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っています
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努めます



Ⅲ 計画の基本的な考え方と体系

2 施策の方向

計画の基になる大切なことを、次の「3つの施策の方向」のもと

「10の推進施策」により、子どもの権利に関する取組を進めていきます。

1 目

子どもの権利の尊重

2 目

子どもの意見表明

・ 参加の推進

3 目

子どもの最善の利益

の確保



IV すいしんしさく とりくみ 推進施策と取組



しさく ほうこう 【施策の方向】

1 つめ こどもの権利の尊重

こどもの権利が大切にされ、自分らしく安心して成長できる環境づくりをします

すいしんしさく とりくみ 【推進施策・取組】

①

こどもの権利を
知ってもらうために
広報活動や啓発活動を
していきます

②

こどもの権利について、
子ども自身が学んだり、
子どもに関わる施設の
職員の研修や、
PTAや市民団体等が
学べるよう取り組みます

③

関係機関と連携して
相談方法等を充実させ
たり、子どもの権利の
視点で救済できる
環境づくりに
取り組みます

④

子どもに関わる
市民団体等との
協働・連携を進めます



IV すいしんしさく とりくみ 推進施策と取組



しさく ほうこう 【施策の方向】

め こ いけんひょうめいさんか すいしん 2つ目 子どもの意見表明・参加の推進

いろいろな^{ばめん}場面で、子どもが^こ活動^{かつどう}に^{さんか}参加したり、
^{いけん}意見を^い言えるような^{かんきょう}環境づくりをします

すいしんしさく とりくみ 【推進施策・取組】

⑤

子どもがいろいろなことに
参加^{さんか}しやすくしたり、
地域^{ちいき}で子どもが活動^{かつどう}できるよう
にしていきます

⑥

子どもが意見^{いけん}を^い言ったり、
意見を^{いけん}聴^きいてもらえるための
仕組み^{しく}づくりや
子ども会議^{かいぎ}の運営^{うんえい}を
支援^{しえん}します

⑦

育^{そだ}ち・学^{まな}ぶ施設^{しせつ}で
子どもの意見^{いけん}が
大切^{たいせつ}にされるように
取組^{とりく}みます



IV すいしんしさく とりくみ 推進施策と取組



しさく ほうこう 【施策の方向】

3 つ 目 こ ども の さいぜん りえき かくほ 子どもの最善の利益の確保

ひとり ひとりに あ 合わせた しえん う 支援を受けられるようにし、
あんしん こ ども 安心して子育てできることや、 こ ども あんしん せいちょう 成長できる環境づくりをします

すいしんしさく とりくみ 【推進施策・取組】

⑧

あんしん
安心して
こ ども を かんきょう
産める環境や
そだ かんきょう
育てられる環境を
じゅうじつ
充実していきます

⑨

こ ども が
じぶん
自分らしくすこやかに
せいちょう かんきょう
成長できる環境を
じゅうじつ
充実していきます

⑩

ひとり
一人ひとりの
じょうきょう おう
状況に応じた
こま しえん
きめ細かい支援を
じゅうじつ
充実していきます



IV すすしんしさく とりくみ 推進施策と取組



じゅうてんとりくみ 重点取組

けんりいいんかい 権利委員会や子どもからの意見を参考にして、つぎの3つを重点的に取組みます

じゅうてんとりくみ 【重点取組①】

こどもの権利の普及・啓発

より多くの子どもや大人に
子どもの権利を知ってもら
うための取組をします。
困ったり悩んだりしている
子どもにも子どもの権利を
知ってもらえるように
取組を進めます。

じゅうてんとりくみ 【重点取組②】

こどもの意見表明を支援する取組

かわさきしこ 川崎市子ども会議など、
いろいろな場所で
子どもが参加できるよう
取組みます。
子どもが安心して
自分の意見が表現できる
環境づくりをします。

じゅうてんとりくみ 【重点取組③】

こどもの居場所づくりの促進

こどもの声を聴きながら
「居たい」「行きたい」
「やってみたい」と思える
居場所づくりをします。
市・家庭・学校・地域が
一体となって、子どもが
自分らしく安心して成長で
きるように取組みます。



^{いけん} ^{ぼしゅう}
意見を募集しています!!

子どもの^{けんり}権利に^{かん}関する^{あた}新しい^{こうどうけいかく}行動計画がどんな^{ないよう}内容なのか、

どんな^{とりくみ}取組をしようとしているのかわかりましたか？

^た足りない^{とりくみ}取組はありませんか？



もっと^{ちから}力を入^いれてほしい^{とりくみ}取組はありませんか？

ぜひ!! みなさんのアイデアや^{いけん}意見^きを聞かせてください😊

^こ ^{いけん} ^{だいかんげい}
子どもの意見も大歓迎!